

佐賀県告示第221号

佐賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和60年佐賀県告示第598号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（閲覧所の設置場所） 第2条 浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。） は、佐賀県県土づくり本部建設・技術課内に置く。</p>	<p>（閲覧所の設置場所） 第2条 浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。） は、佐賀県県土整備部建設・技術課内に置く。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。